

(新)小笠原諸島世界遺産センター整備費等<要望枠>

3,780百万円(0百万円)

自然環境局自然環境計画課

1. 事業の概要

平成23年6月に開催された第35回世界遺産委員会において「小笠原諸島」(東京都)が新たに世界自然遺産として登録された。

登録に伴い、小笠原諸島が有する世界的に顕著な普遍的価値を保全していくことが日本の責務となった。世界遺産条約第5条において自国の自然遺産を脅かす危険に対処することを可能にする実施方法を開発することが求められている。

小笠原諸島は陸産貝類、昆虫類をはじめとする独自の生物相がみられ、世界遺産の価値として認められているが、これらの生物の生息は、侵略的な外来種の影響等により脅かされており、現に絶滅の危機に瀕している。これら世界遺産の価値を構成する要素が喪失した場合には、世界遺産としての根拠を失うこととなり、危機遺産に登録される場合や世界遺産一覧表から削除される場合も想定される。

さらに、平成23年の世界遺産登録以降、利用者が増加しており、定期航路以外のクルーズ船による入島者が予想以上に増加している。そのため、利用者による引き起こされる生態系の攪乱のリスク等に対して早急に対応することが必要である。

これらの状況を踏まえ、本事業においては以下の対策を実施するものである。

(1) 小笠原諸島世界遺産センター(仮称)の整備

世界遺産の価値を構成する主要かつ脆弱な要素である陸産貝類や希少植物をはじめ、小笠原の固有の動植物の保全及び生態系の適切な管理を推進するための拠点施設として、「小笠原諸島世界遺産センター(仮称)」を整備する。

(2) 小笠原における固有生態系の保全管理対策の実施

① 小笠原諸島世界遺産の総合的な保全管理体制の整備

世界遺産の価値を維持するために、世界遺産の総合的な保全管理対策に関する全体構想案を作成する。

また、遺産登録後の小笠原諸島の自然環境の保全管理に関する各種問い合わせに対して総合的に対応し、住民、来島者、事業者等への適切な指導を行うための窓口機能を試験的に設置運用する。

② 世界遺産の価値の保全にむけた課題への対応

小笠原諸島では各機関が連携した生態系の保全対策が実施されているが、これ

までの科学的知見の蓄積や新たな外来種の侵入等にもない、さまざまな課題が明らかとなっている。このため、本事業においては、小笠原諸島の地域特性に合致した外来種対策・生態系保全の技術的手法を確立するための検討調査・実証試験の実施、希少種の集団生息地の保護に必要な用地取得などを行う。

③ 世界遺産の自然環境の総合的把握

世界遺産に登録された小笠原の顕著な普遍的価値の保全状況を把握し、今後の適切な保全対策の立案・実施に資するため、小笠原諸島の陸域・海域の自然環境の現況に関する総合的調査を行う。

2. 事業計画

	平 24	平 25	平 26	平 27	平 28
小笠原諸島世界遺産センター（仮称）の整備	→	→	→		
小笠原における固有生態系の保全管理対策の実施					
① 小笠原諸島世界遺産の総合的な保全管理体制の整備	→	-----	-----	-----	→
② 世界遺産の価値保全にむけた課題への対応	→	-----	-----	-----	→
③ 世界遺産の自然環境の総合的把握	→	-----	-----	-----	→

3. 施策の効果

世界遺産の価値の保全対策について、地元の合意形成を図りつつ一層推進することによって、世界遺産としての地位を維持するとともに、世界遺産登録時の世界遺産委員会からの勧告を遵守し、条約に定められた締約国の義務を果たす。

小笠原諸島世界遺産センター整備費等

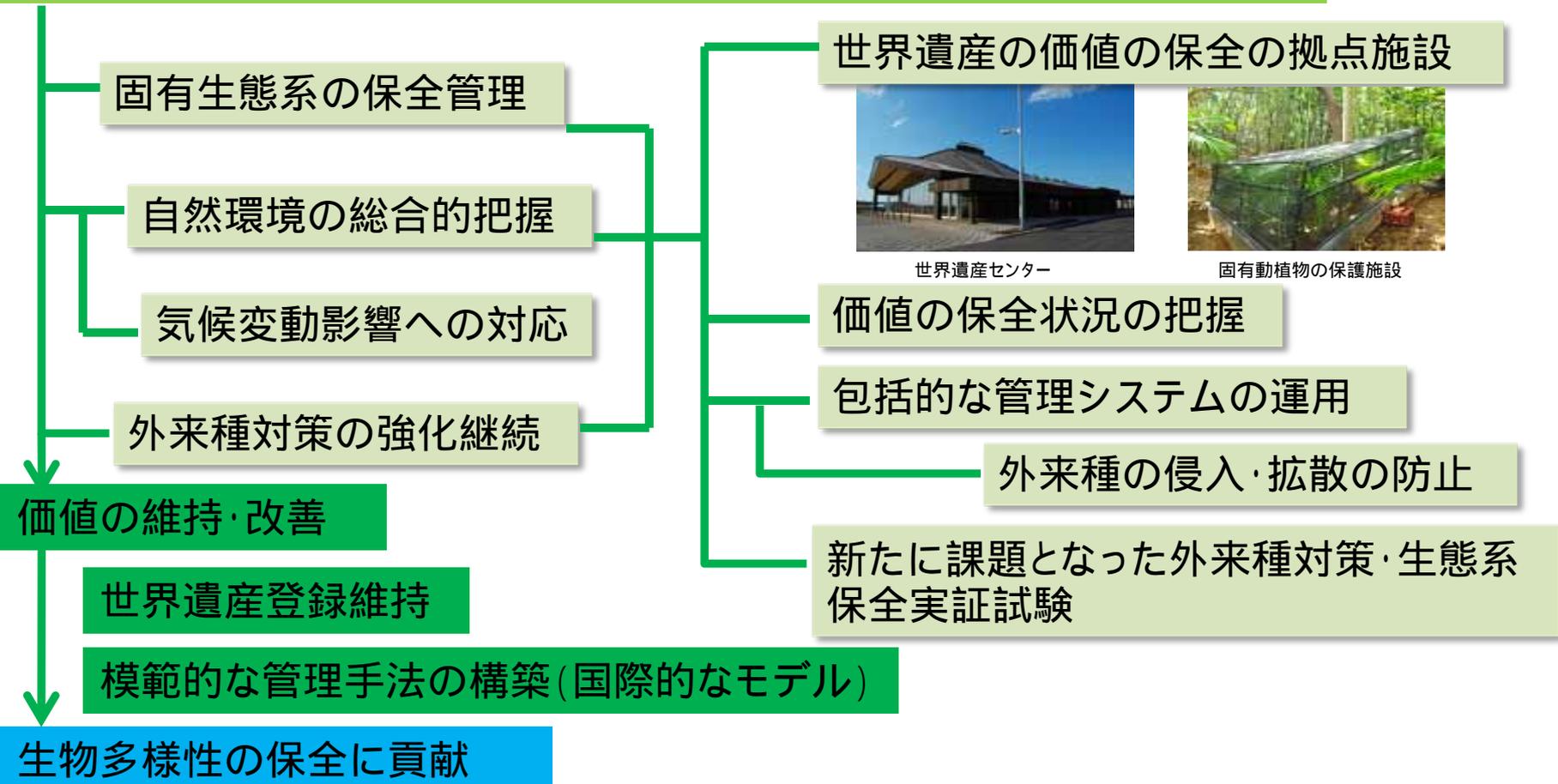


平成23年6月 小笠原諸島が世界遺産に登録

世界遺産としての価値
多様な進化を遂げた固有動植物



登録時の世界遺産委員会勧告を踏まえた、緊急的な保全再生対策の強化



固有生態系の保全管理

自然環境の総合的把握

気候変動影響への対応

外来種対策の強化継続

世界遺産の価値の保全の拠点施設



世界遺産センター



固有動植物の保護施設

価値の保全状況の把握

包括的な管理システムの運用

外来種の侵入・拡散の防止

新たに課題となった外来種対策・生態系
保全実証試験

価値の維持・改善

世界遺産登録維持

模範的な管理手法の構築(国際的なモデル)

生物多様性の保全に貢献